

第2章 事業特性に関する情報

第2章 事業特性に関する情報

2-1 対象事業の名称

松阪市新最終処分場施設整備事業

2-2 対象事業の目的

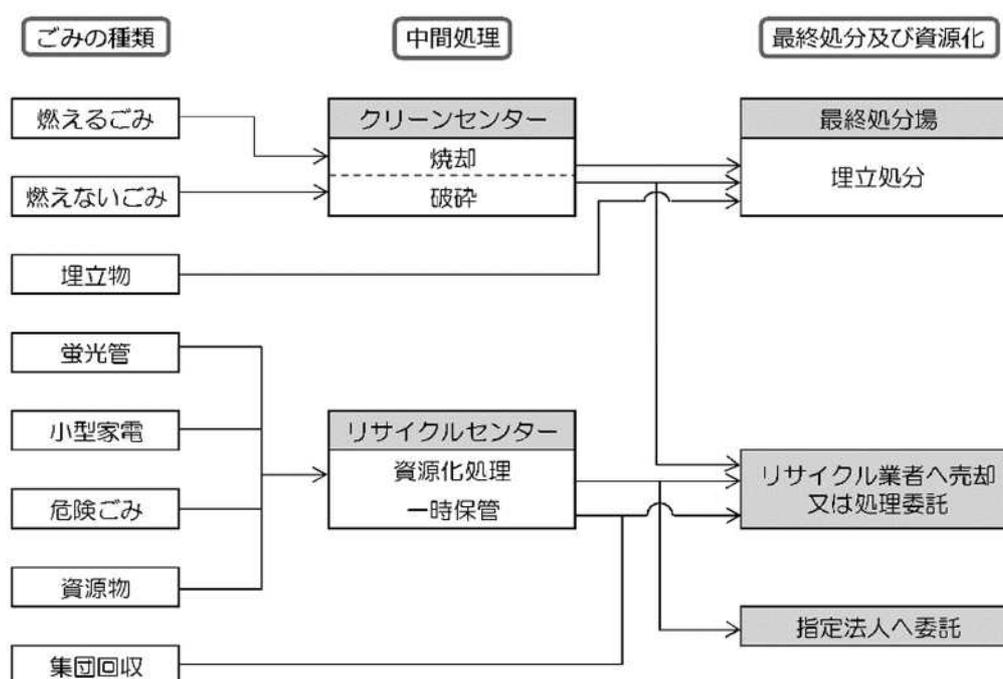
本事業は、現在供用されている松阪市一般廃棄物最終処分場の埋立可能量の減少により、新最終処分場の建設を進めるものである。

2-2-1 本市におけるごみ処理の現状

松阪市（以下、「本市」という）のごみの総排出量（集団回収量を含む）は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は年間 58,939 t となっている。

埋立ごみは、現在では年間約 7,000 t～8,000t が処分されている。現最終処分場では、焼却灰、直接埋立物、破碎埋立物が埋め立てられており、令和元年度末時点で全体の埋立可能容量（最終覆土量を含まない残余容量）の 82.98% が埋まっている状況にある。

本市におけるごみ処理フローを図 2-2.1 に、ごみ排出量の実績を表 2-2.1 及び図 2-2.2 に、松阪市一般廃棄物最終処分場の搬入実績を表 2-2.2 に示す。



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

図 2-2.1 本市におけるごみ処理フロー

表 2-2.1 ごみ排出量の実績

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
家庭系ごみ (集団回収を除く)	t/年	40,583	39,561	39,735	39,920	40,144
事業系ごみ	t/年	14,970	14,963	15,334	15,552	15,880
集団回収	t/年	4,456	3,848	3,353	3,096	2,915
総排出量	t/年	60,009	58,372	58,422	58,568	58,939
資源化率	%	14.0	12.6	11.5	11.3	10.7

出典：「松阪市の清掃事業概要」平成 28 年度～令和 2 年度（松阪市）



図 2-2.2 ごみ排出量の実績

表 2-2.2 松阪市一般廃棄物最終処分場の搬入実績

単位：t/年

対象物	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
焼却灰	6,564	6,155	6,111	6,014	6,096
直接埋立物	503	572	702	577	572
破砕埋立物	1,029	992	1,031	1,184	1,194
合計	8,096	7,719	7,844	7,775	7,862

出典：「松阪市の清掃事業概要」平成 28 年度～令和 2 年度（松阪市）

2-2-2 本市におけるごみ処理の基本方針と最終処分量の目標

本市で平成 29 年 5 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においては、基本理念を「ムダなく資源が循環しているまち」としており、実現するための基本方針として

1. 3R 及びごみの適正な排出の推進
2. 市民、事業者、行政による協働体制の構築
3. 不法投棄の防止による良好な環境の創出

を定めている。

平成 31 年度（令和元年度）の最終処分量は 7,862t であり、前一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値である 3,800t 以下を達成できていない状況にある。これは廃棄物のうち最終処分される割合が高いことによるものである。

本市では、焼却灰をリサイクルすることで、最終処分量を大幅に削減することができることから、中間目標年次である令和 8 年度までに焼却灰をリサイクルすることを検討している。

以上の内容を踏まえ、最終処分量の目標値は、中間目標年次である令和 8 年度において 1,200t 以下としている。

2-2-3 新最終処分場の基本方針

将来の最終処分量は表 2-2.3 に示すとおりであり、焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分量の削減と資源の循環利用につながることから、将来的に焼却灰リサイクルを実施し、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした最終処分場整備を進める。

最終処分の方針は以下のとおりである。

- ・ 現最終処分場は令和 8 年度までに埋立を完了する。
- ・ 令和 8 年度までに焼却灰は全量リサイクルを実施する。破砕埋立物等は埋立処分を継続する。
- ・ 新最終処分場を新たに整備し、令和 9 年度からの供用開始を目指す。
- ・ 新最終処分場は、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした整備を行う。

表 2-2.3 将来の最終処分量（施策推進後の推計値）

単位：t/年

	平成 27 年度	令和 8 年度 (中間目標年次)	令和 13 年度 (計画最終年次)
焼却灰	6,564	0	0
破砕埋立物	1,029	926	875
直接埋立物	503	258	195
合計	8,096	1,184	1,070

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

2-2-4 事業スケジュール

整備事業の事業スケジュールを表 2-2.4 に示す。

表 2-2.4 事業スケジュール（案）

年度 項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
基本設計 地質調査	■	■						
実施設計 地質調査			■	■				
建設工事					■	■	■	
供用開始								■

2-3 対象事業の内容

2-3-1 条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

内容：一般廃棄物最終処分場の設置

2-3-2 対象事業の規模

本事業は、松阪市上川町・山添町地内約 14ha の敷地に一般廃棄物最終処分場を整備するものであり、三重県環境影響評価条例の対象事業（一般廃棄物最終処分場の規模要件 2.5ha 以上）となる。

2-3-3 対象事業実施区域の位置・概要

対象事業実施区域の位置図及び周辺の航空写真は図 2-3.1、図 2-3.2(1)(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、新最終処分場が現最終処分場の隣接地に建設する予定であり、浸出水処理施設として現最終処分場のものを引き続き利用することから現最終処分場を含む範囲とする。所在地は本市南東の上川町・山添町の境界付近、真盛川（2 級河川金剛川水系）の上流域に位置している。

新最終処分場建設予定地（以下、「建設予定地」という）の諸元を表 2-3.1 に示す。建設予定地の南側には JR 紀勢本線が走るほか、北側に三重県道 756 号松阪環状線、西側に国道 42 号、東側に三重県道 701 号御麻生菰豊原線が走っている。また、北側は上川工業団地、東側は松阪市総合運動公園に隣接している。建設予定地の土地利用状況は、谷部が耕作地及び荒地、丘陵部が林となっている。

なお、建設予定地は以下の理由で最終処分場建設に適している。

【現最終処分場との一元管理によるコスト削減】

埋立完了後の現最終処分場と新最終処分場の一元管理、現最終処分場と新最終処分場の浸出水の一元処理による維持管理の効率化とコスト削減が見込める。

【埋立地としての地形の適性】

建設予定地は林となっている丘陵部と耕作地となっている谷部があり、丘陵部と谷部の地形を活用することで効率的な造成が可能である。

表 2-3.1 建設予定地の諸元

項目	諸元
位置	松阪市上川町・山添町地内
敷地面積	新最終処分場：約 14ha（現最終処分場：約 8ha） 合計：約 22ha
土地利用状況	谷部：耕作地及び荒地 丘陵部：林 その他：上空に中部電力の架空電線路が存在する
法規制の状況	農業振興地域 都市施設「公共空地（公園）」
周辺環境	北側：上川工業団地が隣接する 東側：松阪市総合運動公園が隣接する 南側：JR 紀勢本線が走っている 西側：現最終処分場が隣接する
地形	標高約 20m～50m の丘陵地であり、観音岳、堀坂山、白猪山などの山地から広がる丘陵地の端に位置している。東西が丘、南北に谷となっている。谷部には平地があり、北側を上流に南へ緩やかな勾配で下っている。
地質	新世代新第三紀瀬戸内中新統一志層群櫛田層が分布している。櫛田層は塊状の中粒～粗粒の砂岩層を主体としており、その砂岩層と泥岩との互層で形成されている。風化が中程度進んでおり、岩体や岩片のかたさは中程度である。起伏の多い古い時代の地層に対して新しい時代の地層が水平にぶつかるように堆積しており、一志層群は全体として東ないし北東方向へ 10°～30° 傾斜を示している。また、谷部には河床堆積物や耕作土が堆積している。
放流先河川	真盛川（2 級河川金剛川水系）

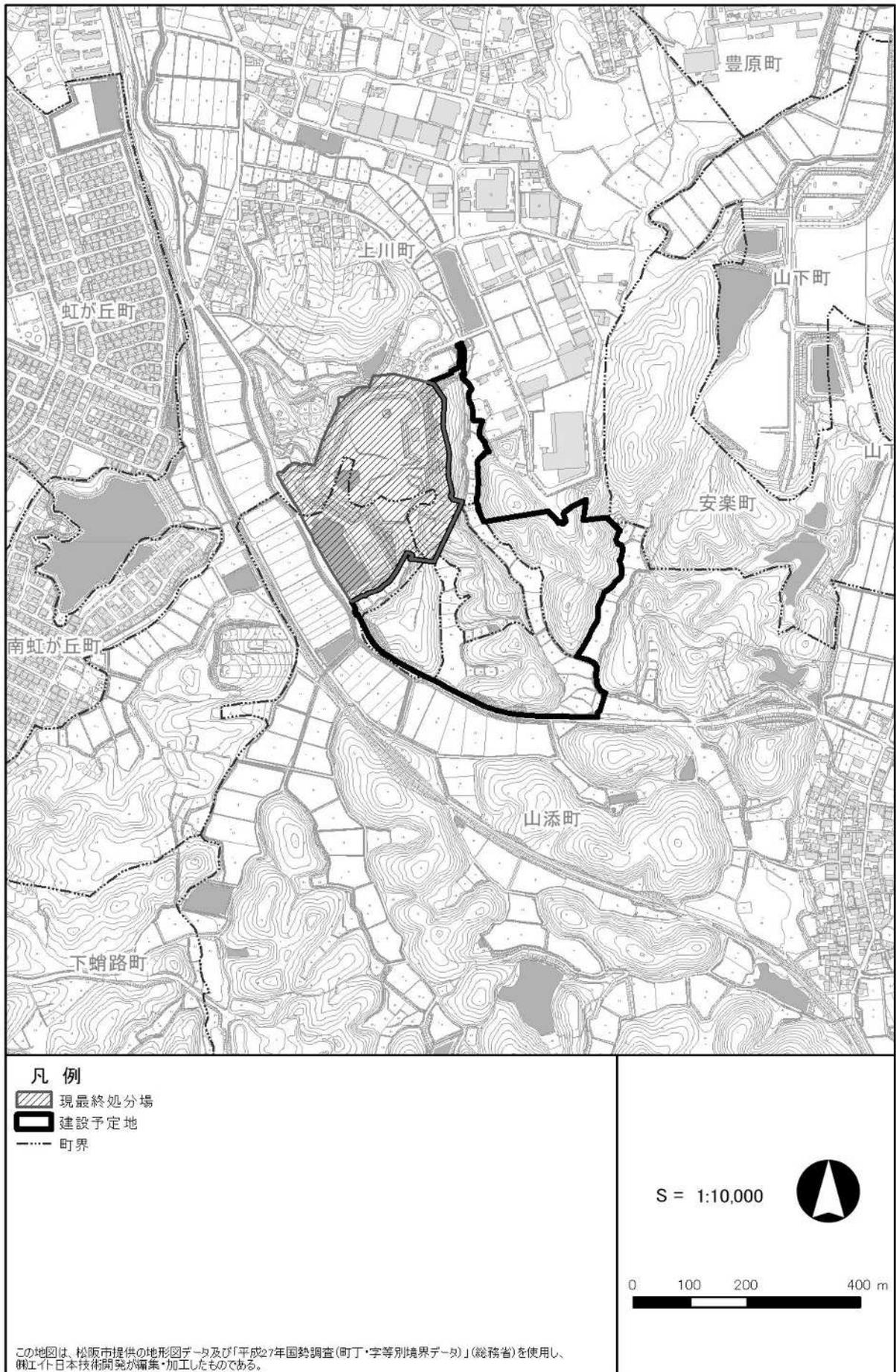


図 2-3.1 建設予定地位置図



図 2-3.2(1) 対象事業実施区域位置図



図 2-3.2 (2) 対象事業実施区域位置図

2-3-4 対象事業の内容に関する事項

1. 土地利用計画の概要

本事業に係る土地利用計画の概要は、表 2-3.2 に示すとおりである。

表 2-3.2 土地利用面積

単位：ha

単位	面積
造成区域	4.7
一般廃棄物最終処分場	4.0
埋立地	2.6
洪水調整池	0.5
場内道路（駐車場車路含む）	0.9
その他施設	0.7
残土仮置場	0.9
非改変区域	8.0
合計	13.6

注 上記面積は新最終処分場の内訳である。

2. 施設計画の概要

(1) 廃棄物処理施設の概要

現最終処分場及び本事業において設置する新最終処分場の諸元は表 2-3.3 に、新最終処分場の配置平面図及び各埋立計画期における経年変化は図 2-3.3(1)～(3)に示すとおりであり、主な施設の概要は後述のとおりである。

表 2-3.3 現最終処分場及び新最終処分場の諸元

項目	諸 元	
	現最終処分場	新最終処分場
埋立対象物	焼却灰、瓦礫等埋立物、家庭から出る土砂	破砕埋立物、直接埋立物等（災害廃棄物）
埋立形式	オープン型最終処分場	オープン型最終処分場
埋立構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造
埋立年間	平成 11 年度～令和 8 年度予定	第 1 期：令和 9 年度～令和 23 年度
		第 1 期～第 3 期：令和 9 年度～令和 53 年度
埋立面積	2.9ha	第 1 期：0.9ha
		第 1 期～第 3 期：1.5ha
埋立容量	219,000m ³	第 1 期：27,000 m ³
		第 1 期～第 3 期：81,000 m ³
浸出水処理能力	平均 190m ³ /日（現水処理施設を引き続き利用、想定される発生処理水量については後述）	
浸出処理水放流先	真盛川（2 級河川金剛川水系）に放流	真盛川（2 級河川金剛川水系）に放流
最終覆土厚	100cm	50cm
主な施設	搬入道路、貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、浸出水集排水設備、浸出水処理施設、浸出水貯留槽、埋立ガス処理設備、飛散防止設備、門・囲障設備、洪水調整池等	搬入道路、貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、浸出水集排水設備、浸出水処理施設、浸出水貯留槽、埋立ガス処理設備、飛散防止設備、門・囲障設備、洪水調整池、漏水検知システム等

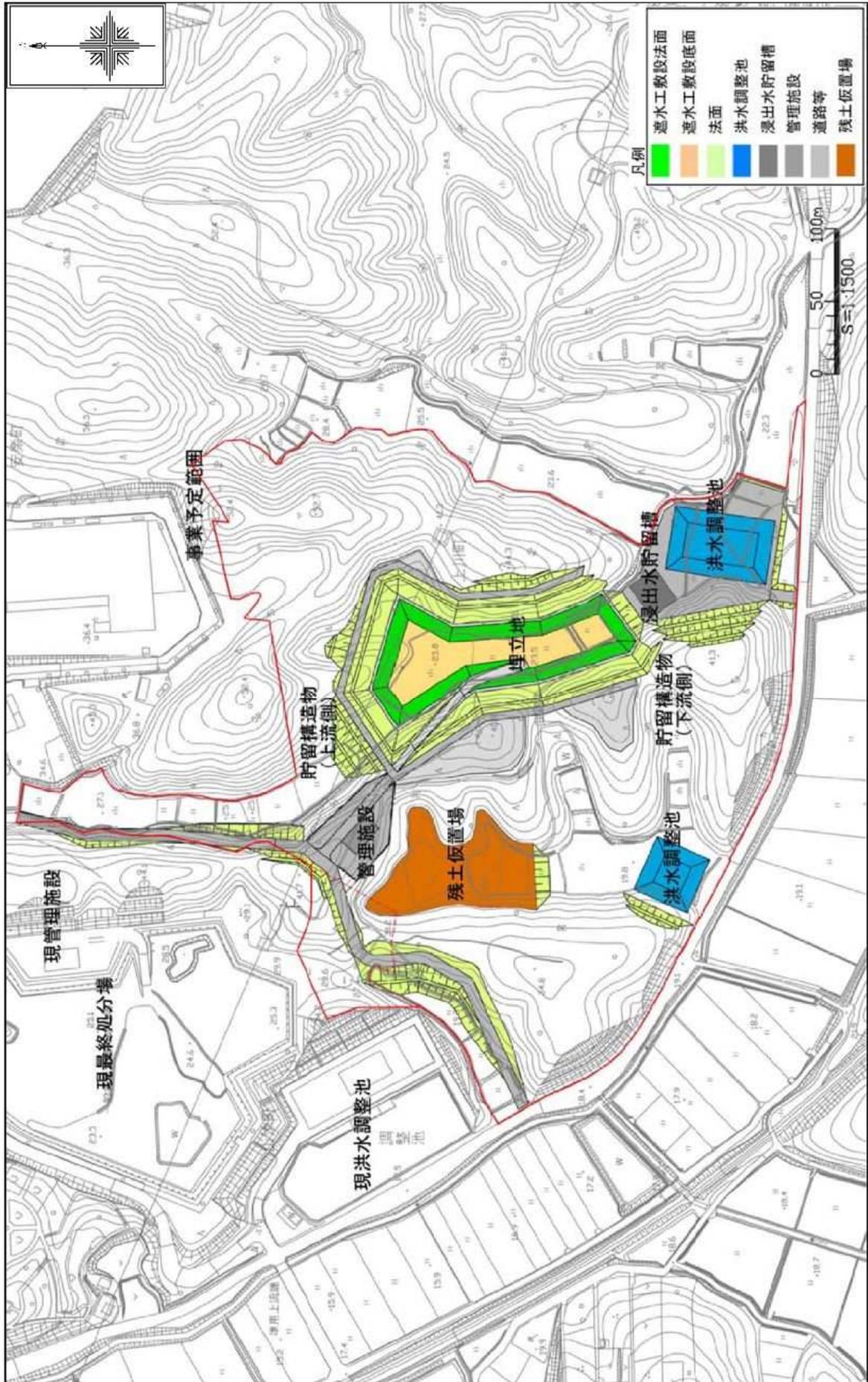


图 2-3.3(1) 新最終処分場配置平面図 (第 1 期)

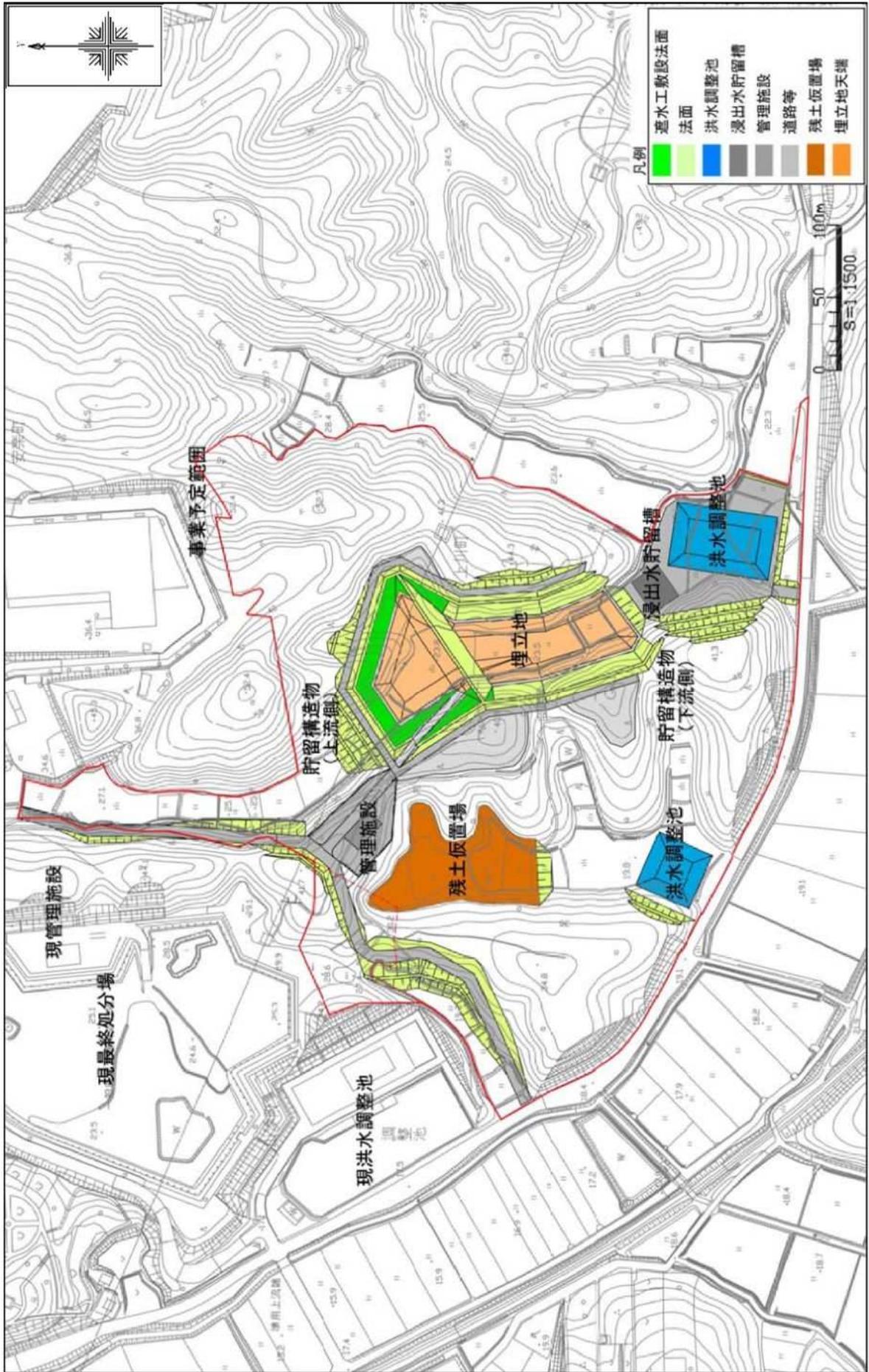


图 2-3.3 (2) 新最終処分場配置平面図 (第 2 期)

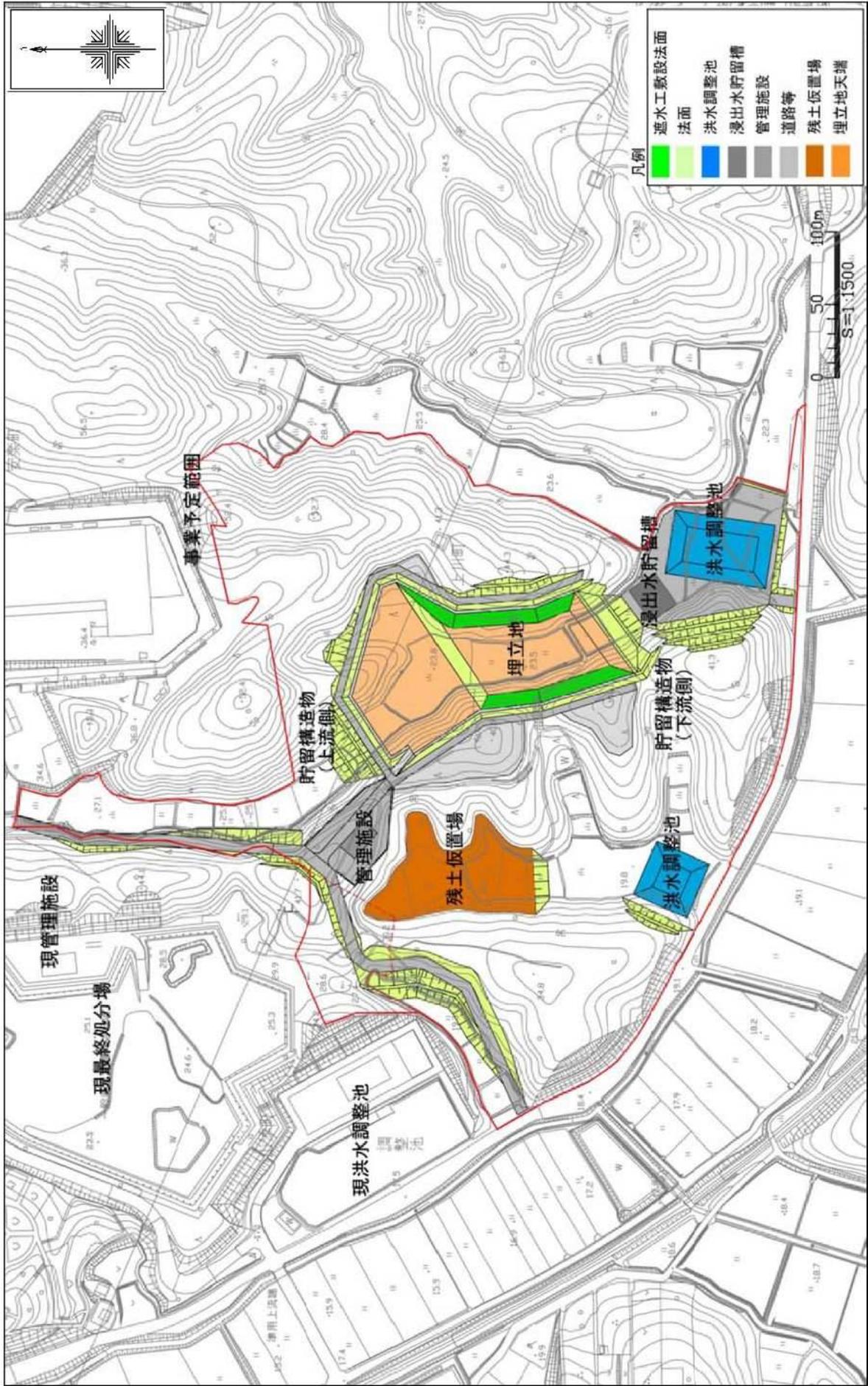


图 2-3.3(3) 新最終処分場配置平面図 (第 3 期)

① 埋立地の形態、構造及び被覆設備

ア. 法面勾配

基本的な法面勾配は1:2.0とし、法面高さ5m 毎に1m 以上の小段を設置する。また、遮水工設置小段は固定工を考慮し、小段幅を2m とする。

イ. 埋立地の拡張方法

新最終処分場は15年ごとに拡張し、3期分(45年間)の埋立を実施する。第2期以降は、第1期埋立区画の上部を埋立範囲とするため、遮水工の敷設は法面部のみとなる。第2期及び第3期埋立区画拡張標準図を図2-3.4に、各期の埋立計画平面図を図2-3.5(1)~(3)に示す。

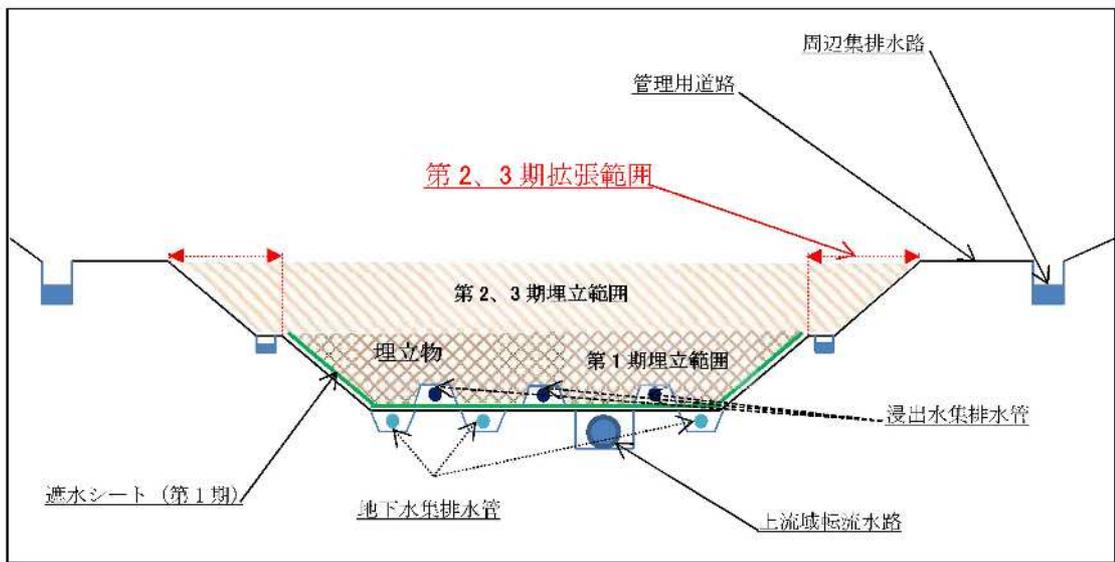


図 2-3.4 区画拡張標準図

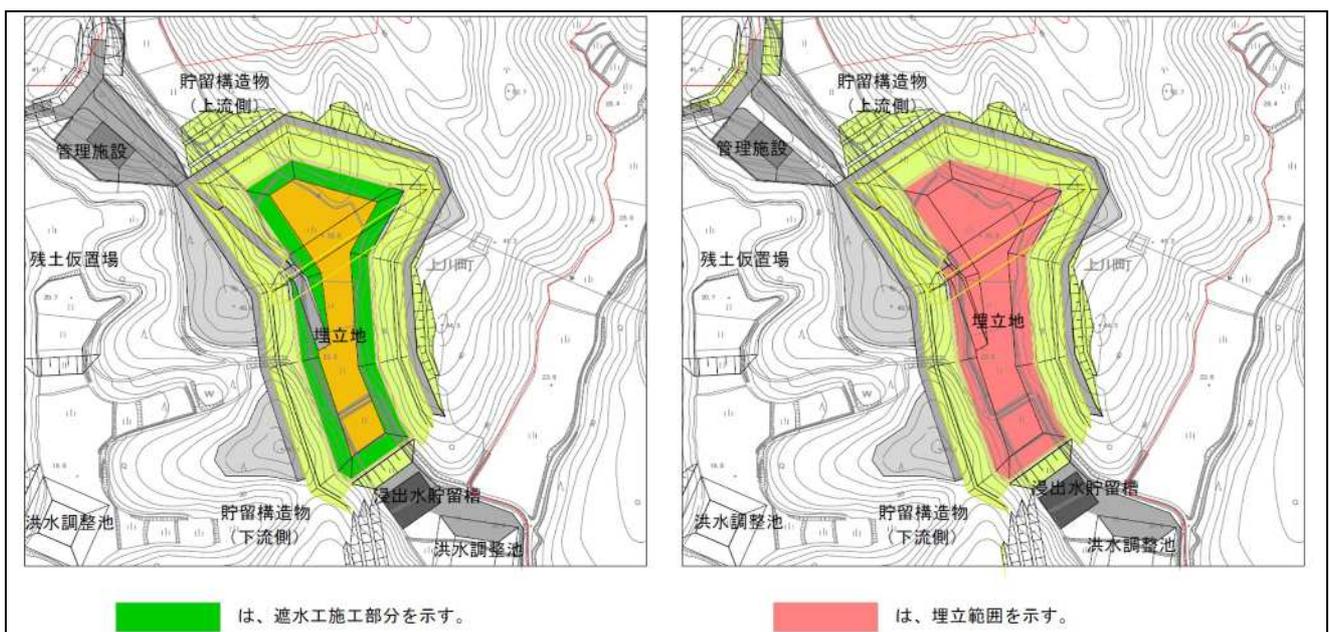


図 2-3.5(1) 埋立計画平面図 (第1期)

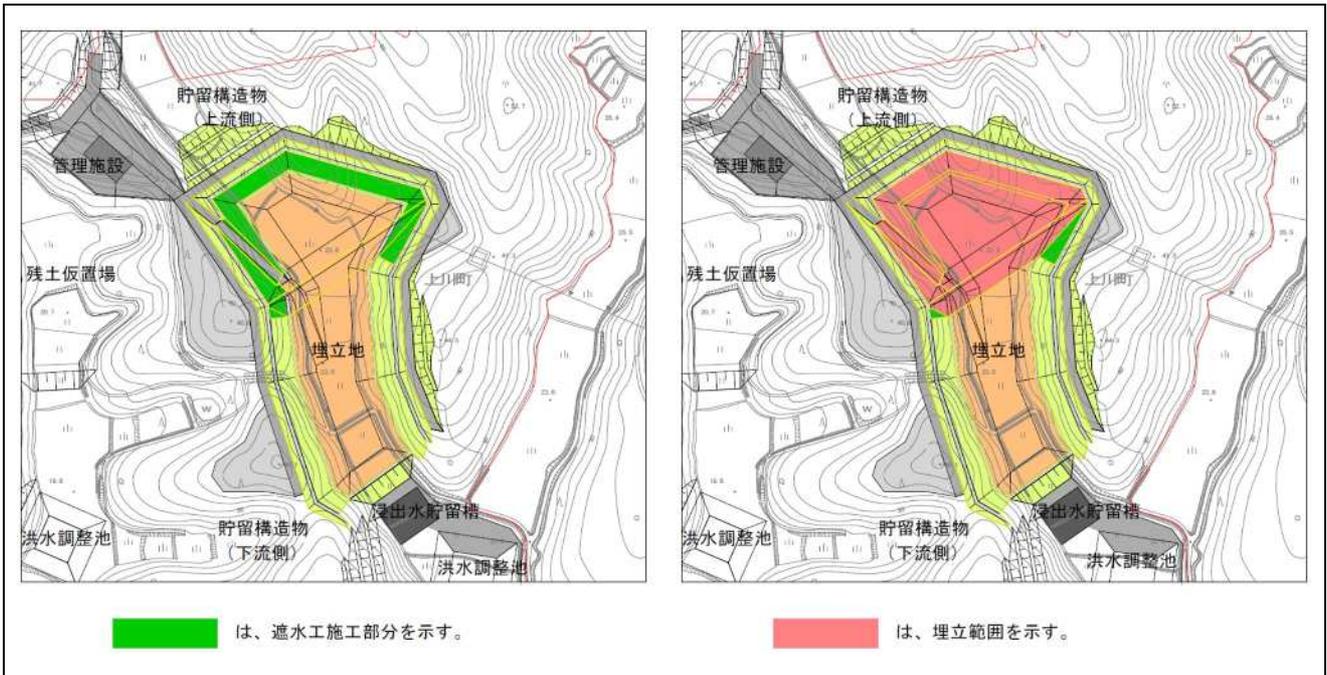


図 2-3.5(2) 埋立計画平面図 (第 2 期)

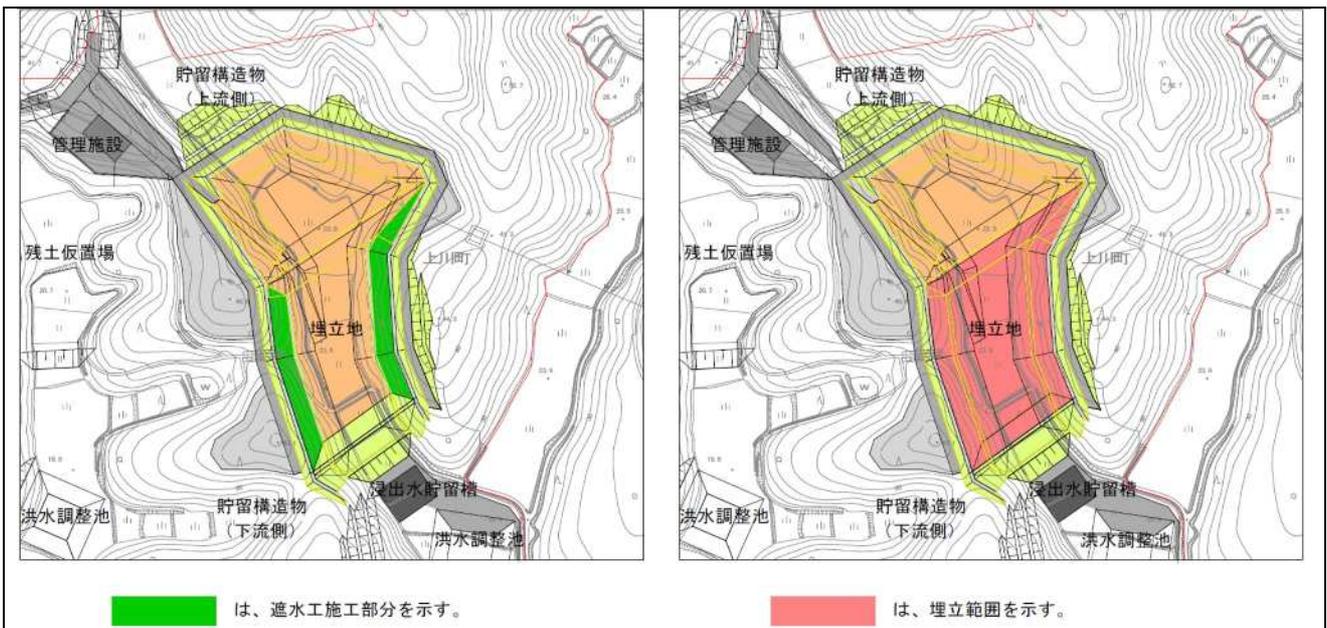


図 2-3.5(3) 埋立計画平面図 (第 3 期)

ウ. 貯留構造物

貯留構造物の形式としてはコンクリートダムとアースダムが考えられるが、対象事業実施区域では地質調査が未実施であり基礎岩盤が確認されていないこと、コンクリートダムは遮水工の施工性に劣ることから、現時点ではアースダムを採用する。設置地点は図 2-3.3(1)～(3)に示すとおり、埋立地の上流及び下流とする。現時点で想定している貯留構造物の基本形状を図 2-3.6 に示す。

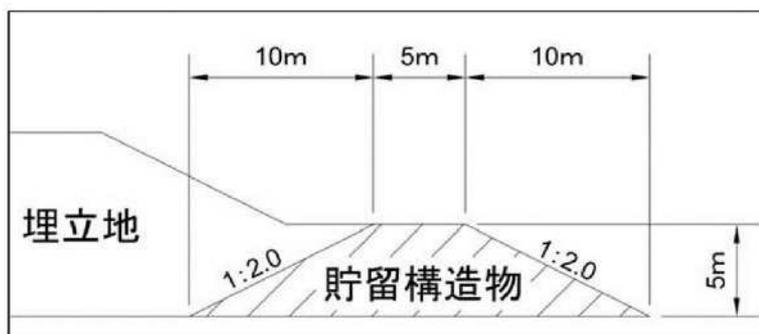
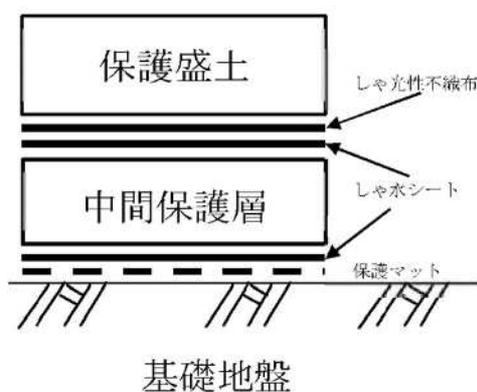


図 2-3.6 貯留構造物の概略図

② 遮水工

本事業での遮水工は、二重遮水シートとし、不織布等の保護マットの上に一定の規格を満たす二重の遮水シートを敷設する。二重シートの間には二重シートが同時に破損することを防ぐための保護層を設ける。詳細な構造を図 2-3.7 に示す。



出典：「最終処分場維持管理マニュアル」平成 21 年
(社)日本廃棄物コンサルタント協会

図 2-3.7 二重遮水シートの概要

③ 漏水検知システム

本事業での漏水検知システムは、実施設計時における漏水検知システムの開発動向や、長期採用実績、遮水シート材料、埋立地造成形状等を総合的に勘案し検討する。

④ 浸出水処理

ア. 処理水量

表 2-3.3 に示すとおり、現最終処分場の集水面積（埋立面積）が 2.9ha であるのに対し、新最終処分場（第 1 期）の集水面積は 0.9ha である。このため、新最終処分場の供用開始から現最終処分場の廃止までは、処理水の集水面積は合計 3.8ha となり、現在の 131%となる。

現最終処分場における最近 5 年の処理水量を表 2-3.4 に示す。年平均でみると処理水量は一日当たり 75.1～151.2 m³ となっており、集水面積の増加割合で考えると、新最終処分場の供用開始から現最終処分場の廃止までは最大で 1 日当たり約 200 m³ の処理水が発生することが想定される。

現水処理施設の処理能力は 1 日当たり 190 m³ であるが、新最終処分場においては新浸出水貯留槽（4,000 m³）の設置により処理水量を調整し、現最終処分場においては最終覆土に粘性土敷設等の浸出水量軽減対策を実施することから、現水処理施設の処理能力で新最終処分場由来の処理水についても対応可能となる。

さらに、現最終処分場廃止後は、新最終処分場（第 1 期～第 3 期）の集水面積は現在の 52%である 1.5ha となり、現水処理施設の処理能力で十分対応可能であると考えられる。

表 2-3.4 現最終処分場の処理水量実績

単位：m³/日

年度 月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
4 月	177.3	84.8	61.5	93.8	33.8
5 月	69.4	80.3	40.1	96.8	79.8
6 月	65.6	97.0	65.6	118.3	78.2
7 月	177.8	95.2	52.7	161.7	144.5
8 月	179.1	29.8	131.7	137.6	104.7
9 月	167.1	99.2	80.2	137.9	86.1
10 月	182.9	185.2	140.8	183.4	111.3
11 月	160.5	68.4	188.3	151.8	194.1
12 月	169.4	61.7	161.4	23.2	164.3
1 月	174.2	45.6	185.6	21.0	56.6
2 月	177.8	27.2	94.7	12.4	57.2
3 月	114.1	23.9	102.6	36.3	74.6
年平均	151.2	75.1	109.0	98.2	99.0

イ. 処理水質

新最終処分場の処理水質は、現最終処分場の計画流入水質及び原水水質実績を参考として検討する。現最終処分場の計画原水水質設定値を表 2-3.5 に、現最終処分場の令和元年度の放流水質モニタリング結果を表 2-3.6 に、真盛川への放流地点を図 2-3.8 に示す。

放流水のモニタリング結果は、いずれの項目も最終処分場に係る技術上の基準を満足している。

表 2-3.5 計画原水水質設定値（現最終処分場）

水質項目	単位	現最終処分場 水質設定値
pH	-	5.0～9.0
BOD	mg/L	200
COD	mg/L	100
SS	mg/L	300
T-N	mg/L	100
T-P	mg/L	5

ウ. 処理施設

浸出水処理施設は、基本的に現水処理施設を引き続き利用するものとし、新最終処分場の供用開始後は必要に応じて施設設備の改修や更新を検討する。

浸出水の処理フローは、現水処理施設と同様の「凝集沈殿処理（カルシウム）」+「生物処理」+「凝集沈殿処理」+「砂ろ過処理」+「活性炭吸着処理」+「キレート吸着処理」を基本とする。

表 2-3.6 現最終処分場の処理水質モニタリング結果

項目	モニタリング結果 (令和元年度)	基準値 ^{*1}
水素イオン濃度 (pH)	7.2	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	1.0	10
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	0.5	20
浮遊物質 (SS) (mg/L)	0.08	10
鉛 (mg/L)	検出せず	0.1
全シアン (mg/L)	検出せず	1
カドミウム (mg/L)	0.0002	0.03
総水銀 (mg/L)	検出せず	0.005
アルキル水銀 (mg/L)	検出せず	検出されないこと。
全窒素 (mg/L)	4.7	120
全リン (mg/L)	検出せず	16
大腸菌群数 (個/cm ³)	検出せず	3,000
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類) (mg/L)	検出せず	30
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類) (mg/L)	検出せず	5
フェノール類 (mg/L)	検出せず	5
銅 (mg/L)	0.003	3
亜鉛 (mg/L)	0.03	2
溶解性鉄 (mg/L)	0.02	10
溶解性マンガン (mg/L)	0.02	10
全クロム (mg/L)	検出せず	2
フッ素 (mg/L)	0.19	15
有機リン化合物 (mg/L)	検出せず	1
六価クロム化合物 (mg/L)	検出せず	0.5
砒素及びその化合物 (mg/L)	検出せず	0.1
ポリ塩化ビフェニール (mg/L)	検出せず	0.003
トリクロロエチレン (mg/L)	検出せず	0.1
テトラクロロエチレン (mg/L)	検出せず	0.1
ジクロロメタン (mg/L)	検出せず	0.2
四塩化炭素 (mg/L)	検出せず	0.02
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	検出せず	0.04
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	検出せず	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	検出せず	0.4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	検出せず	3
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	検出せず	0.06
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	検出せず	0.02
ベンゼン (mg/L)	検出せず	0.1
チウラム (mg/L)	検出せず	0.06
シマジン (mg/L)	検出せず	0.03
チオベンカルブ (mg/L)	検出せず	0.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	検出せず	0.1
ほう素及びその化合物 (mg/L)	0.54	50
アンモニア性窒素 (mg/L)	0.03	200
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (mg/L)	3.95	(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン (mg/L)	検出せず	0.5 (10) ^{**2}
ダイオキシン類(コプラナ PCB 含む) (pg-TEQ/L)	0	10

注 表中の値は、年平均値。

※1 pH、BOD、COD、SS の基準値は、協定書による基準値。

※2 1,4-ジオキサンの基準値は、基準上では 0.5mg/L であるが、既存の一般廃棄物処分場及び管理型最終処分場については当面の間 10mg/L が適用されている。

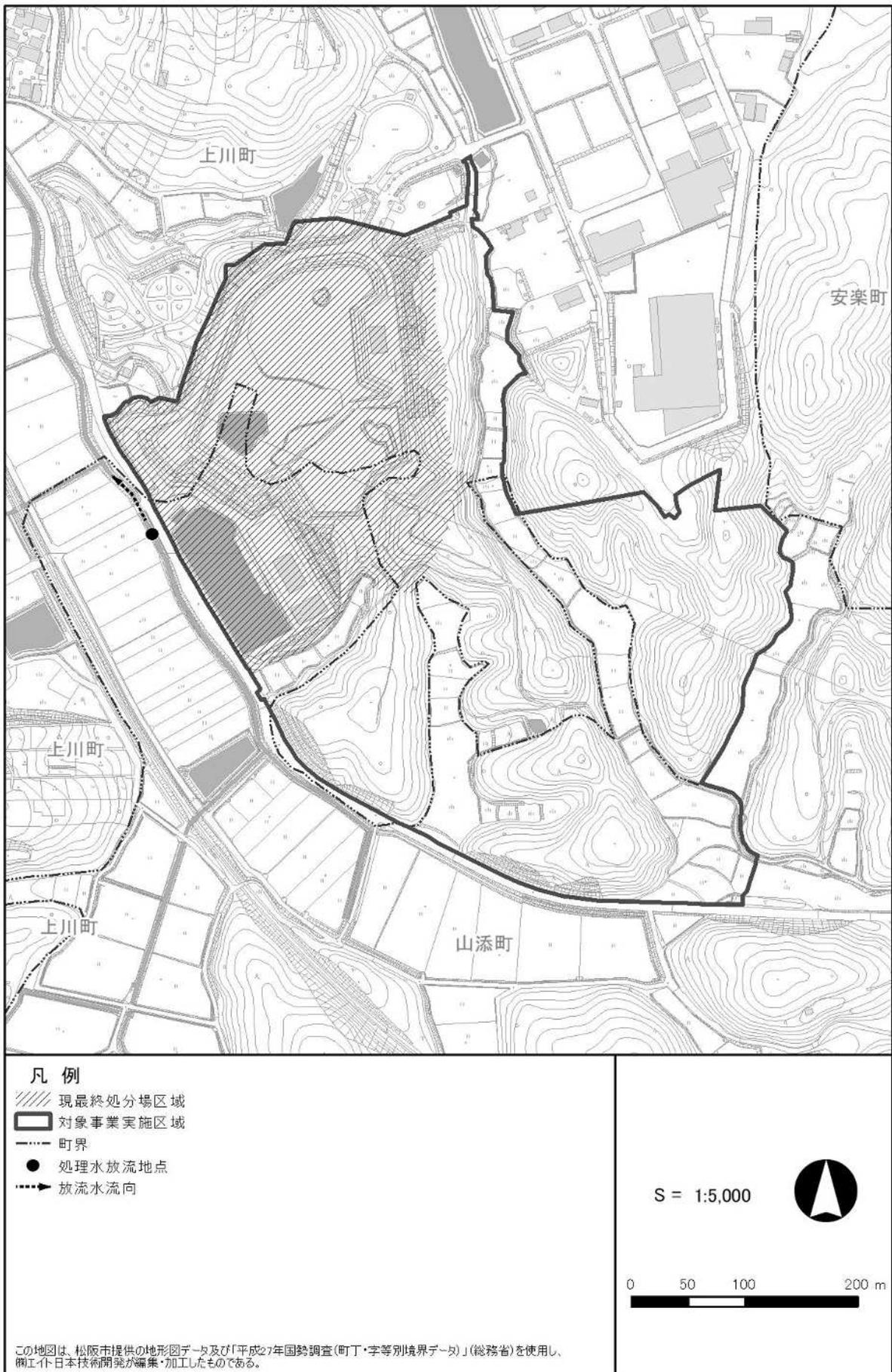


図 2-3.8 処理水放流地点位置図

⑤ 埋立ガス処理

本事業では、浸出水集排水管（縦形集排水管、法面集排水管）を発生ガス処理設備として利用する。縦管集排水管は、40m 間隔程度に配置する。法面集排水管は、埋立天端まで整備する。

詳細な構造は現在検討中であるが、参考として発生ガス処理設備の構成を図 2-3.9 に、概念図を図 2-3.10 に示す。また、本事業で発生ガス処理設備として利用する浸出水集排水設備の構成を図 2-3.11 に、構造例を図 2-3.12 に示す。

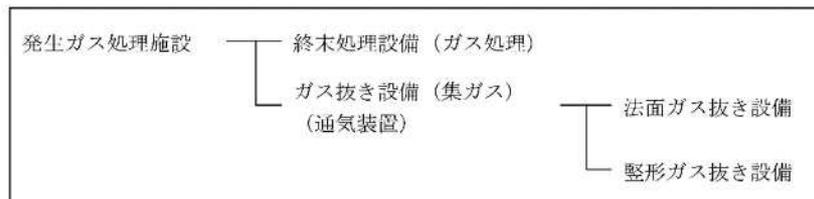
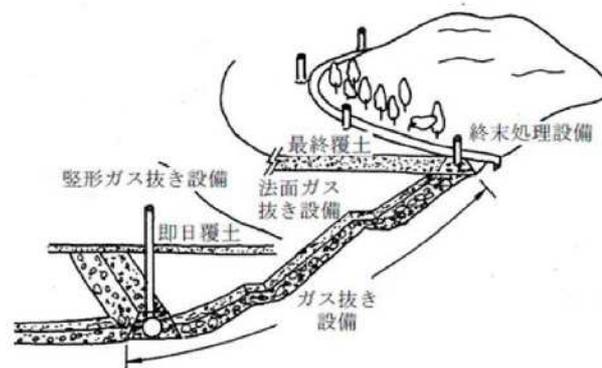


図 2-3.9 発生ガス処理設備の構成



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3.10 発生ガス処理施設の概念図

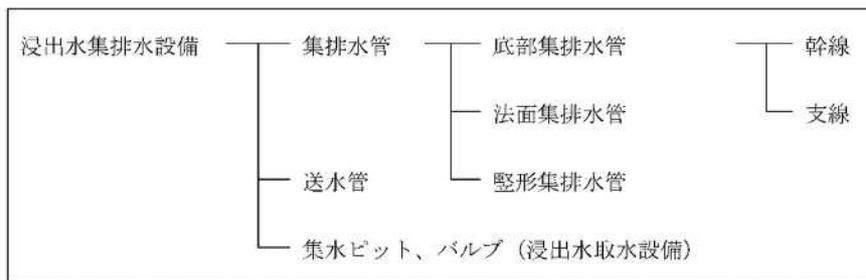
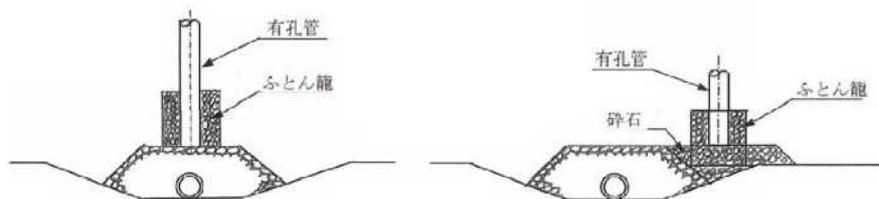


図 2-3.11 浸出水集排水設備の構成



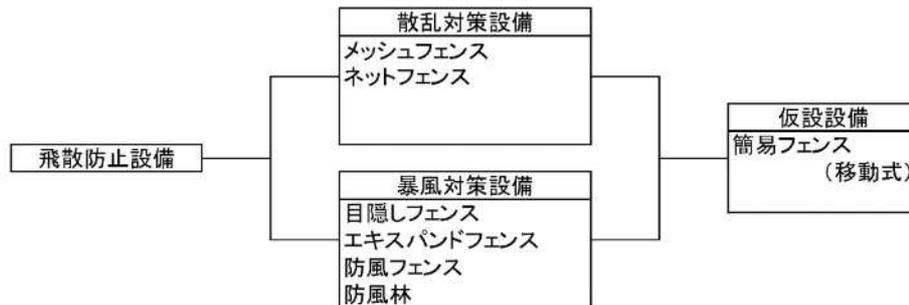
出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」平成 21 年
（全国都市清掃会議）

図 2-3.12 浸出水集排水管（豎管）の構造例

⑥ 飛散防止設備

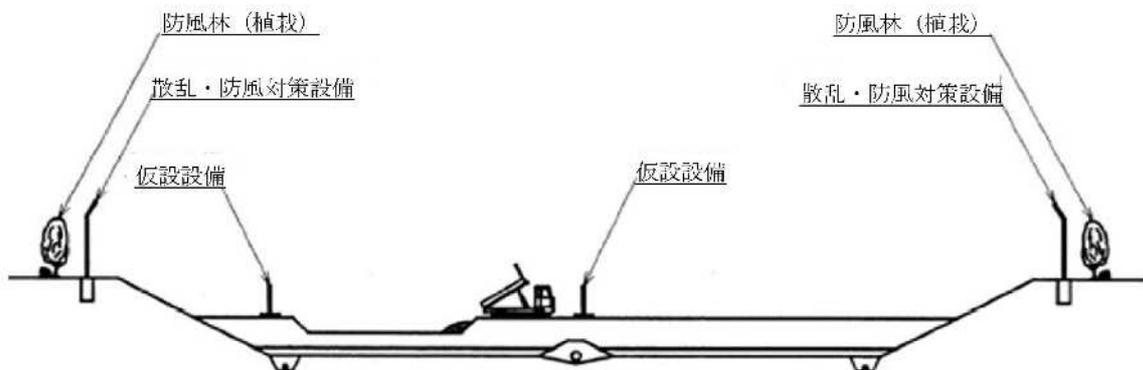
飛散防止設備は、廃棄物が強風や鳥類などによって飛散・流出し、埋立地周辺の環境を汚染することを防止するために埋立地周囲に配置する。

詳細な構造は現在検討中であるが、参考として飛散防止設備の構成を図 2-3. 13 に、概念図を図 2-3. 14 に示す。



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3. 13 飛散防止設備の構成



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3. 14 飛散防止設備の概念図

(2) 最終処分場の跡地利用

最終処分場の具体的な跡地利用については、地元と協議しながら進めていく方針とする。

(3) 残土仮置場

新最終処分場施設整備工事の残土を西側の谷に仮置きし、埋立中の覆土に使用する。

3. 道路及び交通計画の概要

(1) 関係車両の種類及び台数

本事業において建設する新最終処分場は現最終処分場に隣接し、現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなることから（「2-2-3 新最終処分場の基本方針」参照）、関係車両（廃棄物運搬車両）の台数は現況から減少すると想定される。

参考として、最近5年の関係車両の台数を表2-3.7に示す。年間台数は1,762台～1,918台であり、稼働日の日平均でみると約8台となっている。

表 2-3.7 廃棄物運搬車両台数の実績（参考）

単位：台

年度 月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
4 月	148	143	128	131	153
5 月	183	162	177	209	186
6 月	196	139	154	121	155
7 月	132	149	160	146	169
8 月	149	139	139	156	159
9 月	166	194	140	141	180
10 月	166	146	137	178	161
11 月	126	134	176	177	158
12 月	180	145	197	208	168
1 月	127	127	157	158	141
2 月	114	126	171	131	122
3 月	152	158	176	140	166
合計	1,839	1,762	1,912	1,896	1,918

(2) 走行ルート

本事業において建設する新最終処分場は現最終処分場に隣接し、埋立対象物の搬入元（松阪市クリーンセンター（松阪市桂瀬町））は変わらないことから、関係車両（廃棄物運搬車両）の走行ルートはこれまでと同様となる。関係車両の走行ルートを図2-3.15に示す。

松阪市クリーンセンターからの主要な走行ルートは、国道42号及び市道南虹が丘最終処分場線を経由するルートとなっている。

4. 管理・運営計画の概要

(1) 廃棄物の受入・施設の稼働

本事業において建設する新最終処分場での廃棄物の搬入及び埋立作業時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から12時、午後1時から4時30分までとする。

5. 給水計画及び排水計画の概要

(1) 給水計画

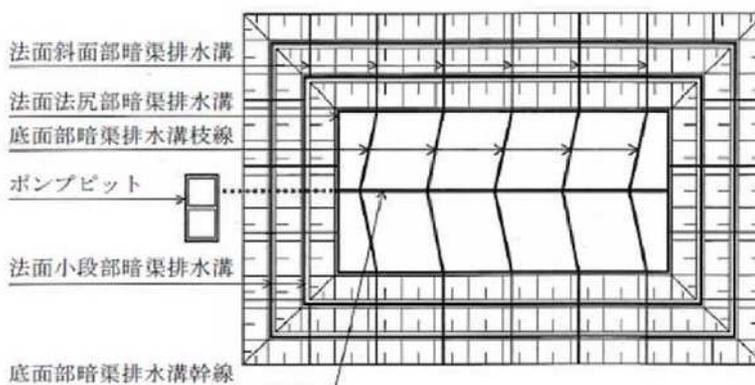
本事業で必要となる水については、上水道によりまかなうものとする。

(2) 排水計画

① 地下水

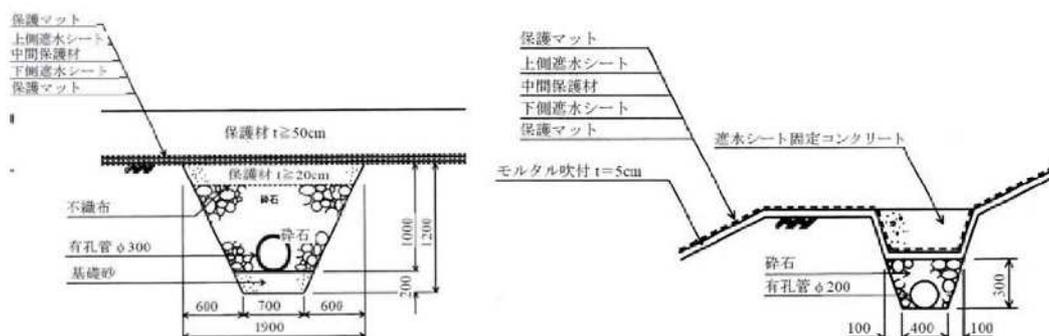
地下水の集排水設備は埋立地下部に配置し、遮水システムの安全性を確認するモニタリング設備としても利用する計画とする。また、法面部には地下水集排水材を用いて、集排水を行う。

詳細な構造は現在検討中であるが、参考として地下水集排水施設の配置例を図 2-3.16 に、構造例を図 2-3.17 に示す。



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」
平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3.16 地下水集排水施設の配置例



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3.17 地下水集排水施設の構造例

② 雨水（表流水）

雨水集排水設備は、周辺部集排水路を埋立地周辺に配置するほか、埋立地内集排水路は小段に水路を配置する。また、埋立完了後に埋立地天端に埋立地表面集排水路を配置する。さらに、埋立地上流部から埋立地下に上流域転流水路を配置する。

詳細な構造は現在検討中であるが、参考として雨水集排水設備の分類を図 2-3.18 に、雨水集排水設備の概念図を図 2-3.19 に、配置概略断面図の例を図 2-3.20 に示す。

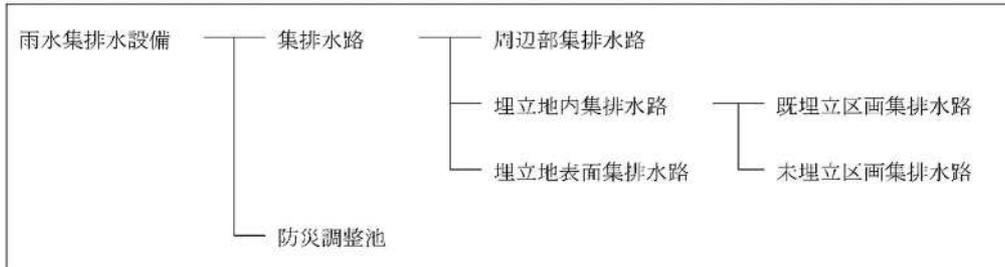
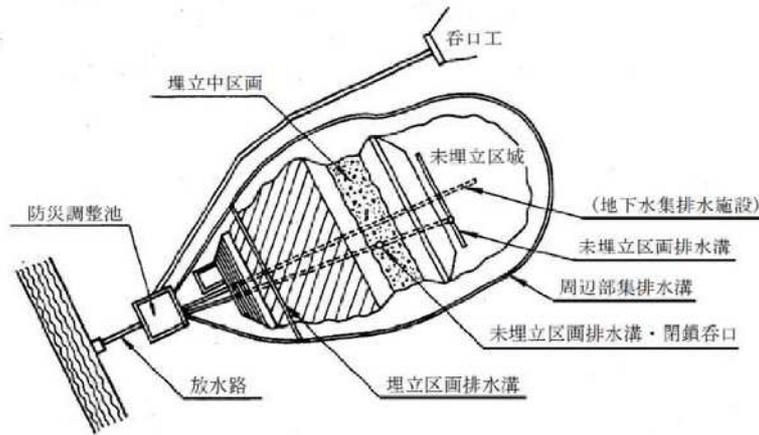


図 2-3.18 雨水集排水設備の分類



出典：「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」
平成 21 年（全国都市清掃会議）

図 2-3.19 表面遮水工を施した最終処分場の雨水集排水設備の概念図

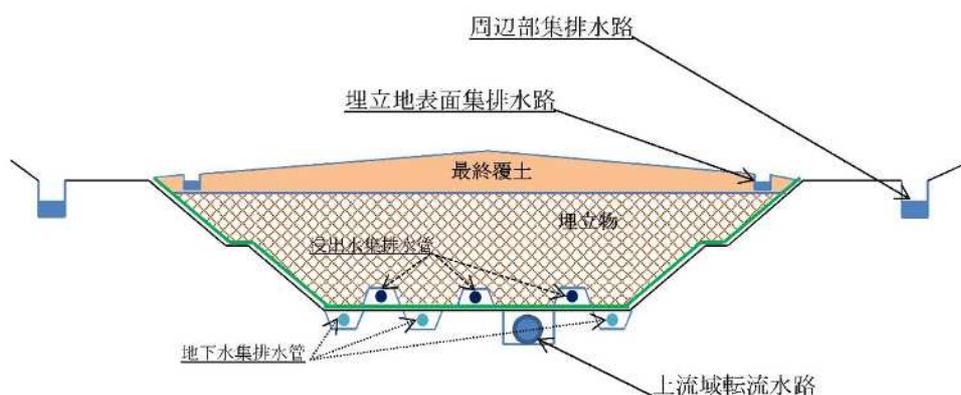


図 2-3.20 雨水集排水路配置概略断面図例（埋立完了後）

③ 生活排水

管理棟から発生する生活排水は、合併処理浄化槽で処理する。

6. 防災計画の概要

防災計画については、埋立期間が令和 9 年度から令和 53 年度の長期間にわたる事から、地震や気候変動による豪雨災害等にも十分配慮したものとする。

(1) 洪水調整池

洪水調整池は、埋立地及び残土仮置場下流部の 2 か所に設置する。なお、埋立終了後は最終覆土が施され、降雨が浸透せず流出が増大することが考えられるため、洪水調整池は十分な容量を確保するものとする。

容量及び面積を表 2-3.8 に示す。また、洪水調整池の位置及び流域は図 2-3.21 において示す。

表 2-3.8 洪水調整池容量

	容量(m ³)	面積(m ²)
洪水調整池 A	約 9,500	約 3,000
洪水調整池 B	約 3,000	約 1,600

7. 工事計画の概要

(1) 工事の概要

本事業における主な建設工事の内容は表 2-3.9 に示すとおりである。

なお、土工事で発生する切土・盛土量は新最終処分場内でバランスを図り、土砂の場外への搬出または場外からの搬入は極力行わない。切土・盛土を行う範囲を図 2-3.21 に示す。

表 2-3.9 建設工事の主な工種と使用する主な建設機械

区分	主な工種	主な建設機械
道路整備工事	伐開・除根 搬入道路工事 管理道路工事 連絡道路工事	ダンプトラック バックホウ ブルドーザー ショベルカー クレーン ロードローラー（振動ローラー） アスファルトフィニッシャー
場内造成工事	伐開・除根 土工事（切土・運搬・盛土） 法面保護工 締切堰堤	ダンプトラック バックホウ ブルドーザー ショベルカー クレーン ロードローラー（振動ローラー）
最終処分場建設工事	転流工 地下水集排水施設工事 遮水工工事 浸出水集排水施設工事 埋立ガス処理設備工事 雨水集排水施設工事 浸出水取水・調整・導水設備工事 飛散防止設備 雨水調整池工事 管理施設工事 覆土置場整備工事	ダンプトラック バックホウ ブルドーザー コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 クレーン ロードローラー（振動ローラー） アスファルトフィニッシャー
既設浸出水処理施設改修工事	プラント設計 据え付け工事	トラッククレーン

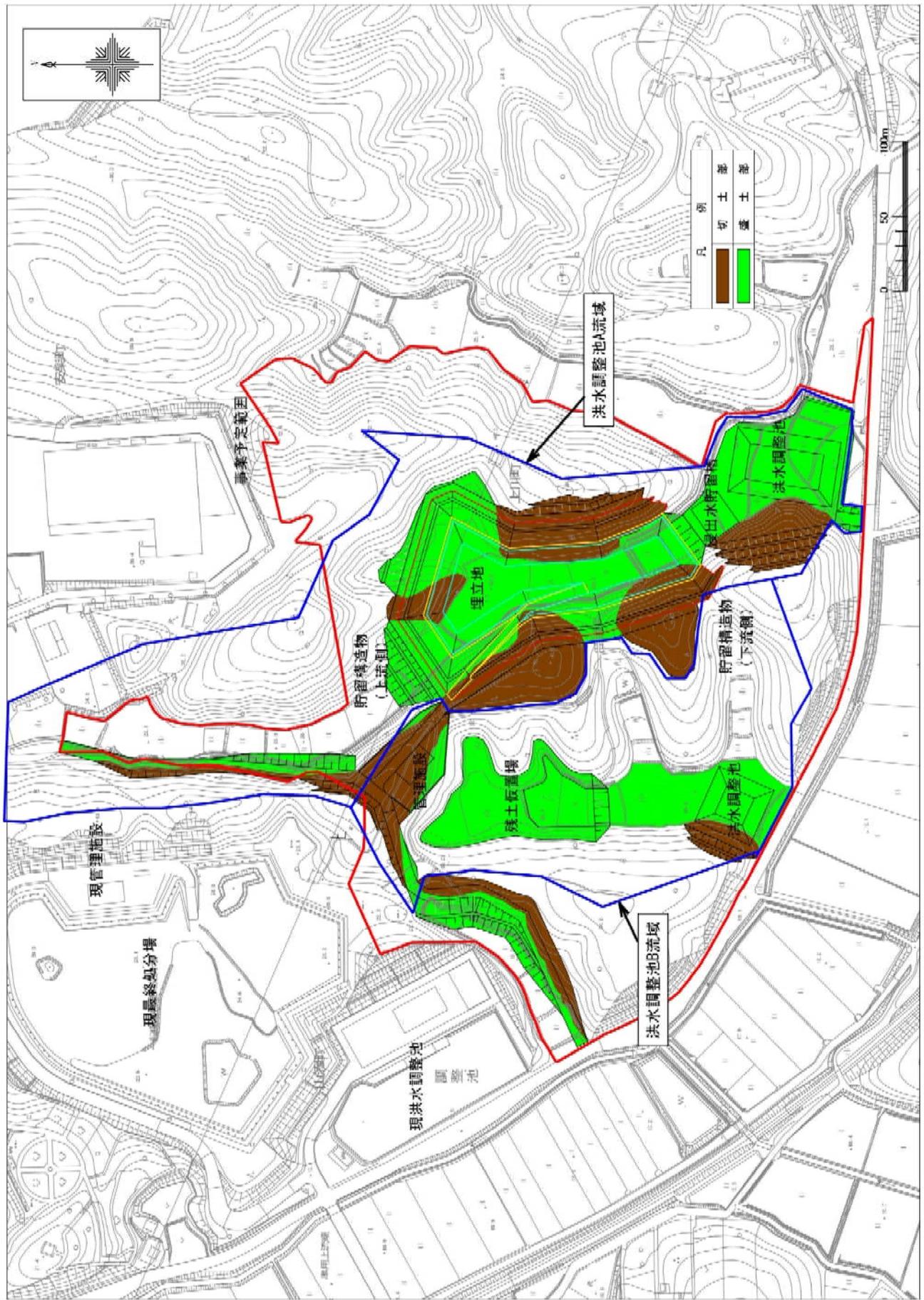


图 2-3.21 切土・盛土範囲及び洪水調整池の位置・流域

表 2-3.10 工事工程

年度	令和6年度 (工事1年目)	令和7年度 (工事2年目)	令和8年度 (工事3年目)
道路整備工事	■		
場内造成工事		■	
最終処分場建設工事		■	■
既設浸出水処理施設改修工事			■
試運転			■

(3) 工事用車両の走行

工事用車両の運行ルートは、図 2-3.22 に示す経路を想定している。

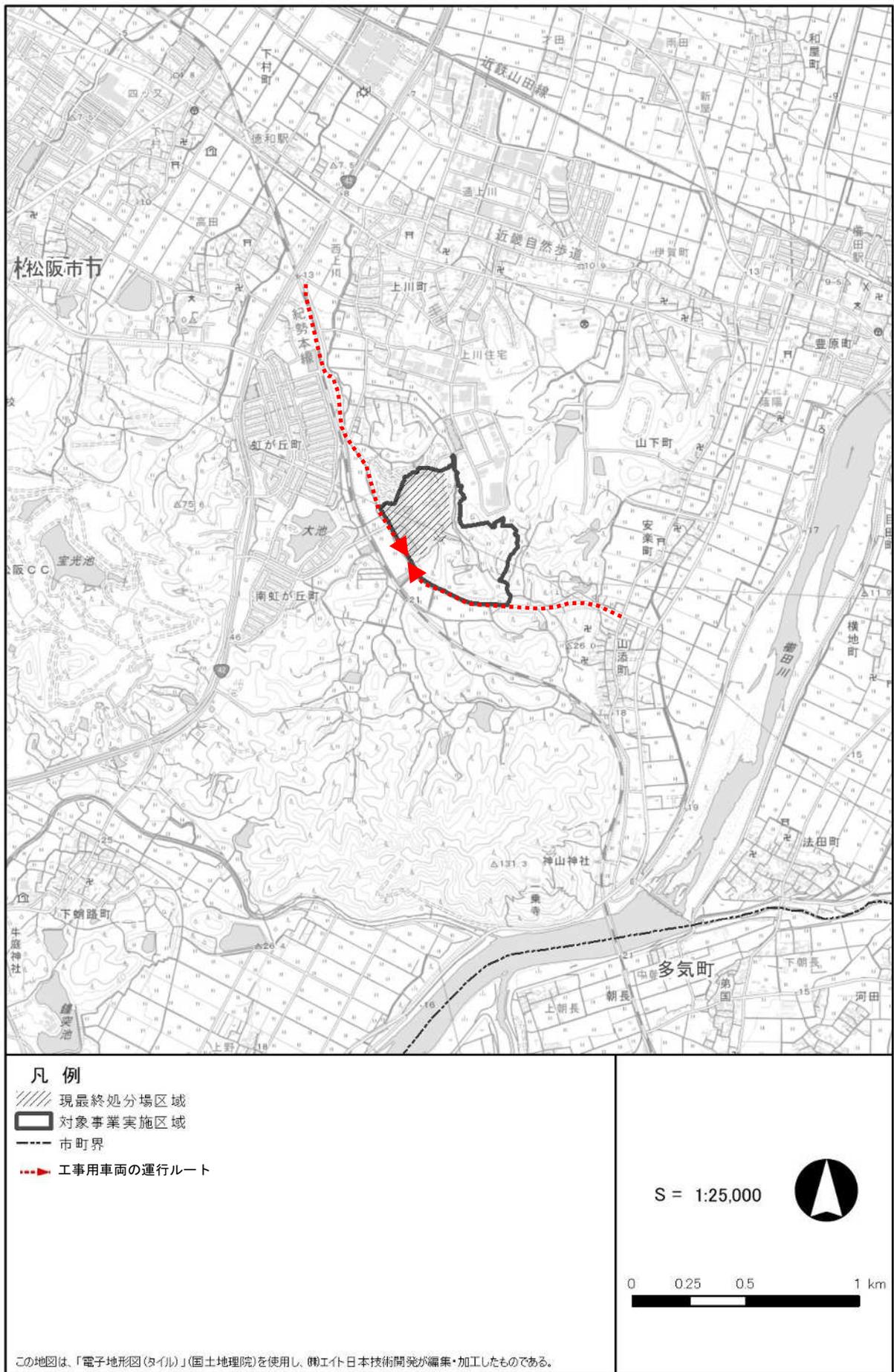


図 2-3.22 工事用車両の運行ルート

8. 環境保全計画の概要

(1) 工事中の環境保全対策

① 大気質

ア. 裸地からの粉じん（降下ばいじん）

造成工事に伴う切土盛土面は、仕上げ後速やかに種子吹付け等の表面保護工を行い土砂の飛散抑制を図る。

イ. 資材運搬車両からの粉じん（降下ばいじん）

造成工事に伴う資材運搬車両は、粉じんが発生する恐れのある資材については飛散防止を図るため飛散防止用シート等により飛散防止を図る。

また、工事車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、タイヤ洗浄等を行う。

ウ. 資材運搬車両・廃棄物運搬車両及び建設機械等の排出ガス（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）

資材運搬車両及び廃棄物運搬車両の運行については、周辺集落付近の通行にあたって細心の注意を払うとともに、アイドリングストップを徹底し、排出ガスによる影響を抑制する。また、建設機械等は排出ガス対策型建設機械の採用により排出ガスの影響を抑制する。

② 水質（濁水対策）

最終処分場等の建設に伴う土木工事の際は、降雨時の土砂の流出を防止するため、仮設沈砂池を設ける。

③ 騒音・振動

建設機械の選定にあたっては低騒音・低振動型機械を採用する。

(2) 供用時の環境保全対策

① 大気質

廃棄物飛散防止のため、埋立に際しては即日覆土を行う。また、必要に応じて散水等を行い粉じん（降下ばいじん）の発生を防止する。

埋立重機からの排出ガスについては、排出ガス対策型建設機械を採用することにより排出ガス（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）による影響を抑制する。

② 水質

遮水工を設置し、埋立地の浸出水による地下水汚染の防止を図る。

さらに、漏水検知システムを設置し地下水汚染への安全性の確保に努める。浸出水は、浸出水集排水施設により浸出水処理施設に全量を導き、処理後、河川に放流し水質汚濁の防止を図る。

また、地下水のモニタリング設備を設置し水質の監視を行う。

③ 騒音・振動

浸出水処理施設において、施設設備の改修や更新を行う場合は低騒音機器を採用するが、大きな音を出すものについては、原則として独立した部屋に納め、必要に応じて天井、壁に防音対策を講ずる。さらに、消音器や振動緩衝材等の防音及び防振装置を取付ける。

埋立用機械の選定にあたっては低騒音・低振動型機械を選定する。

廃棄物運搬車両の運行にあたってはアイドリングストップを徹底する。

④ 悪臭

悪臭の発生するような廃棄物の受入は行わないため、悪臭の発生の可能性は極めて低いと考えるが、即日覆土を徹底することにより悪臭防止対策とする。

⑤ 緑化・景観

緑化（植生管理）については、周辺景観に調和させると共に、積極的に在来種を用いる。

2-3-5 対象事業に係る許認可等

対象事業に係る許認可等及びその根拠法令等を表 2-3.11 に示す。

表 2-3.11 対象事業に係る許認可等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
林地開発のための届出	森林法(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号) 三重県林地開発許可等事務処理要領